

スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト

6. 利用料

- (1) 法定代理受領サービスに該当する福祉用具貸与を提供した際には、その利用料の額は、別表に示す額とする。
- (2) 法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与を提供した際には、その利用料の額は、福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額又は、居宅支援サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないように利用料を設定する。
- (3) 通常の事業の実施地域以外の地域において福祉用具貸与を行う場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 事業所から概ね40km未満 2,000円
 - ② 事業所から概ね40km以上 4,000円
- (4) 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用はその実費を徴収する。
(3)(4)の項目の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、事前に文章で説明をした上で支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

6 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、佐久市、小諸市、東御市、上田市、千曲市、長野市、小海町、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、坂城町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、青木村の区域とする。

7 衛生管理等

1. 事業所は従事者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について衛生的な管理を行うものとする。
2. 福祉用具貸与に用いる福祉用具の消毒及び保管は、(株)日本ケアサプライ、メディカルケア(株)、(株)日本アビリティーズ社、フランスベッド(株)、(株)サンネットワークマエダ、プライムケア中部(株)に委託して行う事とする。又事業所、委託業務が適正に行われているか定期的に確認し、その記録を作成する。

8 虐待防止のための措置に関する重要事項

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じる。

1. 虐待防止に関する責任者を選定し設置をする。
2. 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置する。
3. 成年後見制度の利用支援をする。
4. 苦情解決体制の整備をする。
5. 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施する。

9 その他運営に関する重要事項

1. 福祉用具貸与事業者として、専門相談員の資質向上のために、福祉用具に関する教育研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修・・・専門相談員資格未取得者は本採用後1ヶ月以内に45時間の講習を受講させ、専門相談員の資格を取得させる。
[職業倫理、居宅において行うサービスの心得、福祉用具・住宅改修の基礎知識]
 - (2) 継続研修・・・次の内容を継続研修として実施する。
[福祉用具の操作方法、設置方法、点検方法の研修]
2. 従事者は業務上知り得た利用者又は、その家族の個人的情報は「個人情報保護法」、その「福祉関連法規」に従い秘密の保持に努めなければならない。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所に損害賠償責任が生じた場合には、加入する賠償責任保険により対処することとする。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、メディコケイジ株式会社と居宅事業所の担当者及び利用者又はその家族との協議に基づいて定めるものとする。

《附 則》 この規定は令和5年11月1日から施行する。

平成15年3月・平成15年6月・平成19年12月・平成24年4月・平成28年10月・平成30年8月・令和5年11月 改訂